

[研究ノート]

ハンナ・アーレントと立憲主義

村 井 洋

はじめに

1. アーレントの憲法constitution論
2. 憲法愛国主義
3. むすびにかえて：憲法を生きる／生きられた憲法

はじめに

本稿の目的はハンナ・アーレントの共和主義的憲法論（革命論）とドルフ・シュテルンベルガーの唱えた憲法愛国主義Verfassungspatriotismusの特徴をそれぞれ描き、両者を結びつける媒介項として「憲法constitutionを生きる／生きられた憲法」という概念を提示することである¹⁾。この試みは、立憲主義理解の主流とも言える、自由主義的憲法解釈に加えて、アーレントの共和主義的立憲主義の視点を付け加えることにある。このことによって立憲主義の思想内容を権力抑制的契機と権力構成的契機、さらには規範的契機と実践的契機の両面から捉えることができる。

以下第1章はハンナ・アーレントの『革命についてOn Revolution』におけるアメリカ革命／憲法論を手懸かりに、その「原理」概念と判断力の問題を扱う。第2章は第2次大戦後西ドイツで生まれた憲法愛国主義の特徴をドルフ・シュテルンベルガーDolf Sternbergerの1982年の講演に基づいて述べ、第3章では両者を結びつけるものとして「憲法を生きる／生きられた憲法」という概念を提示したい。

以上のような本稿の主張を日本国憲法の条文に求めれば、第12条の「不断の努力」を求める思想に帰着すると考えられる²⁾。つねに国民の実践の地盤に置かれてこそ立憲主義は現実的になり、愛着の対象となるのである。

1. アーレントの憲法constitution論

(1) 『革命について』執筆の背景

アーレントの『革命についてOn Revolution』（1963）に描かれるアメリカ革命論はJ.ロックを代表とする自由主義的契機を強調するそれまでの革命論に加えて新たに、権力と現出の空間の創設という共和主義的解釈を提示したことで第二のパラダイムを提供したものと捉えられる。

しかし、この『革命について』の読者は、そのテキストが有するいくつかの特徴に気づくであろう。それは第一に本書の構成が全体としてポレミク（論争）の内容を持っていることであり、第二にアーレントが自説を主張する際にアポリア（難問）を立てそれに解答する論述法をとっていることである。

「ボレミク」というのは、言うまでもなく、アーレントがアメリカ独立革命の特徴を、「自由の創設」として、すなわち、言論を媒介にした人々の活動の場を構成constituteすることと捉え、これまでの革命観－フランス革命とロシア革命を代表例として主張される革命観－革命を階級闘争ないしは貧困と窮乏という社会問題の解決という視角から捉える見方－に対抗させたことをいう。

第二のアポリアとは、始まりの恣意性、始まりと暴力の結合－「始まり」にまつわる難問のことである。

ところで、『革命について』は、人間の政治行為－活動を最も人間的な活動性としたという点で、アーレントが1958年に上梓した『人間の条件』の、近代政治世界への応用バージョンとでも言えるものである。しかし、『革命について』がアメリカ革命の意義を新しい光の下に置くという画期的な試みであったにもかかわらず、アメリカ合衆国当地では、無視されたと言わないまでも、あまり話題にされてこなかった、という指摘がある³⁾。それによれば、ただ、ジョン・ポーコックのみが、「わたしは、彼女が注目した現象の歴史を確かに物語ってきた」と語っているにすぎない、というのである。

アーレントが本書を執筆するきっかけについて、ヤング＝ブリュエルは次のように語っている。

1963年以前、アーレントはローザ・ルクセンブルクの著作『ロシア革命論』を読んでいた。この中でアーレントは直接民主主義の意義を確信したと考えられる。

ローザ・ルクセンブルクは『ロシア革命』においてこのように主張していた。

「しかし、憲法、憲法制定議会と選挙法を論じただけではまだ問題を論じきったことにはならない。さらに、労働者大衆の健全な公共生活と政治活動のもっとも重要な民主主義的保障の廃止、つまり出版の自由、結社・集会の権利がソヴェト政府の反対者にはすべて停止されていることをも考察しよう。こうした権利の侵害の論拠としては、民主主義的な選出機関の動きの鈍さというトロッキーの前述の主張では不十分でどうにもならない。それどころか逆に、自由で制約のない出版、妨げられることのない結社・集会の日常生活なしには、まさに広汎な人民大衆の支配などというものは全く考えることも出来ない…。」⁴⁾

さらにルクセンブルクは、未来が見通せない社会主義革命にとっての人民の政治教育と、人民自ら革命の課題について考え、討議し合う必要性を主張したのであった。アーレントの『革命について』執筆の契機がこのような直接民主制ないしは共和主義的参加観念への志向にあったことが推測できる。

『革命について』成立に関しては、エリザバス＝ヤング・ブリュエルの世評の高い詳細な伝記『ハンナ・アーレント伝』も『革命について』の執筆動機や背景についてはあまり触れていない。また、2010年に出版されたダニエル・メイヤー＝カトキンの『外国からの異邦人』⁵⁾でも本書に関わる叙述は少ない。ほぼ同時に出版された『イエルサレムのアイヒマン』の話題沸騰の陰に隠れてしまった感がある⁶⁾。

しかし全く無視されたわけではなく少なくとも一部のアメリカ人の認識と姿勢を変えたとも言われている。リチャード・キングの述べるところによれば、ラディカルな運動家達はこれを読んで「アメリカ独立革命に対して攻撃を加えることはなくなった」(King 2015,

p.220) という意識転換を語っている。

また、アーレントとの直接の思想的連関は不明であるが、アメリカ革命の思想的起源と意味について、アーレントと軌を一にする歴史叙述が出版された。例えば、B. ベイリン、G. ウッド、J.A. ポーコックという共和主義的アメリカ革命論である。この中でポーコックは『マキアヴェリアン・モーメント』において「徳のアメリカ的展開」という章にアメリカ革命に関わる共和主義思想の展開を描いている。

(2) 二つのアポリア

a. 「始まり」の恣意性

それが循環的であれ、直線的であれ、革命が歴史の運命であると性格付けられるなら、革命の正統性について述べることは容易であろう。しかし「始まり」とは自由な行為であり、かかる循環からも直線的必然性からも切断されている。それ以前に先立つ物事の成り行きから途絶して、それ以前とは異なった出来事「新しいこと」を持ち来たらす。それは、過去と現在の間にも不連続な裂け目を生じさせる。革命の父たちは革命の中でこのアポリアに直面した⁷⁾。すなわち、「始まり」自体が基礎付けを欠き、正統性を担保されていないという事態である。たしかに、ユダヤ=キリスト教的な根拠付けに、あるいは古代ローマの再来というような歴史的な権威や伝統に根拠を求めようとする方途もなかったわけではない。しかしアメリカ革命の人々はこれらを退けて新しい手段を求めたのだとアーレントは言う。

b. 「始まり」と暴力

旧約聖書のカインとアベル、ローマ建国神話のロムルスとレムスなど創設の神話には兄弟殺しという暴力が伴っていた。20世紀の視野からはアメリカ革命後の多くの革命にはこの結びつきがほとんど宿命と言ってよいほどついて回る。「卵を割らないでオムレツを作ることはできない」という言葉のように暴力は革命の前提であるという見方はあたかも「常識」であるかのように思える。これら「始まり」beginningに関わるアポリアはこの概念のユニークさゆえに明るみに出されたものと言ってよい⁸⁾。

アメリカ革命がこの忌まわしい結びつきを脱却できたと言えるのか。そうだととしても、なぜアメリカ革命が暴力を閉じ込める形で暴力から逃れることができたのか説明できているのか。

そもそも、アメリカ革命を「革命」と捉えることは同時代の認識からは考慮外であったことをハーバーマスがヘーゲルの例を引きながら述べている⁹⁾。さらに、アメリカ革命を「始まり」と捉えることは、20世紀においてすら論争的であった。アーレントは「レボリューション」という語が天体の「回転」revolve backを表しており、啓蒙主義=マルクス主義革命概念の背景にある直線的歴史概念から切り離そうという観念の「脱構築」的努力を施そうとしたのも、こうした背景から理解できる。

(3) アポリアの「解決」-原理principle

以上のアポリアはまさに困難な障壁であって、一挙に解決策が見つかるというものではない。しかも、理論的な困難と言うより実践的な可能性と蓋然性の世界の問題でもある。

しかしながら、アーレントの主張は少なくとも第一の難問については明確である。「始ま

り」の恣意性は「始まり」自身が「解決」できるというのである。かつての建国物語が含意させていた超越的な存在からの命令と承認、あるいはまた古代に実在した、もしくは神話における先例の再現を求める解決策ではない。始まること自体の中に、始める活動の中に通時的な「普遍性」「共有可能性」をもつ基準が込められている可能性を見いだすのである。

第二のアポリアー始まりと暴力との関係に関してはどうであろうか。明確なステートメントはない。アメリカ革命の遂行自体が暴力を伴うことのない「始まり」が可能であったことを主張しているようでもある。特にフランス革命と対比した時、暴力の噴出を少なくとも内部的には伴うことが少なく¹⁰⁾、独立戦争の範囲にほぼ限定していたという事実を考えれば、首肯しうるのであろう。アーレントがこのように考えることが出来たのは、彼女の信念－暴力それ自体は言葉を生み出すことがなく、言葉の力のみが「始まり」を成し遂げることができるという思考であった。

ここでアーレントの「始まり」とは何であるかに遡って検討したい。まず、やや唐突ではあるが、ハンス・ガダマー「始まりへの解釈学的接近」（『哲学の始まり』第二講）を見てみたい。これは「始まり」の本質に迫った性格を捉えている。未確定の「目的」に向かった未完結の行為の束なのである。

「始元的である」（Anfänglichkeit）とは、あれこれの意味においても、また、あれやこれやの終わりを目指す方向においても、またあれこれの記述に従っても、限定されることのないなんかを意味するのです。ということは、多くの継続が、もちろんほどよく、なお可能であるということです。「始まり」の真の意味はたぶんこれであり、これ以外ではないのです。或る事の始まりが知られるということは、その事がその青春期中において、つまり、人間の生涯において、具体的な特定の発展の歩みがまだ成し遂げられていない段階を意味する青春期中において、知られることをいうのです¹¹⁾。

アーレントは建国期の政治家、思想家に最も影響力があった古典思想家としてモンテスキューを挙げ、それはフランス革命におけるルソーの役割に等しいと告げる。そして、上記のアポリアの解決にもモンテスキューの思想が大きな役割を果たしたと主張している。それは「原理」principleというアイデアである。

モンテスキューは『法の精神』において、政体の「本性」と区別しうる「原理」が存在し各政体に応じて異なった「原理」が政体を動かしていると述べている。

「政体の本性と原理の間には、本性とは政体を政体たらしめているものであり、原理はそれを活動させるものであるという違いがある。一方は政体の固有の構造であり、他方は政体を動かす人間の情念である。」¹²⁾

『法の精神』の「原理」をどう捉えるかについて、川出良枝氏の議論は興味深い文脈を指摘している。モンテスキューにとっては「原理」とは、個々人のヴィルトウ（力量）の及ばない、通時的集团的な行為の産物としての一般精神の核心なのである。これは立憲主義の立場から、マキアヴェリが含意する君主専制主義に反対する文脈を明らかにするものである。さらに川出氏はモンテスキューの発想の源をなすものとして、『義務論』の一部とし

て書かれたモンテスキューの著作『政治（学）について』を引用する。ここに再録しておきたい。

「あらゆる社会は一個の精神の統一体であって、そこに共通の性格が形成される。この普遍的な魂は一個の思考の様式をもつが、この思考様式は、時代から時代へとその数を増やし相互に組み合わさる無数の原因連鎖の結果として形成される。この基調がひとたび与えられ、受容されるなら、統治するのはこの基調のみである。主権者、役人、人民のなしうること・想像しうることのいっさいは、彼らがこの基調を損ねているかにみえようと、それに従っているかにみえようと、常にこの基調に連関する。そして、この基調は完全に破壊されるまで支配力を行使するのである。」¹³⁾

この「基調」がモンテスキューの思考発展の過程において「原理」へと展開してゆくというのである¹⁴⁾。

「現実の諸現象はきわめて複雑な要因からなるもので、いかに偉大な為政者でも、ある政策の結果をあらかじめ予測することはできない。為政者の行為の意図は往々にしてその結果に裏切られる。」¹⁵⁾

このようなモンテスキュー論を踏まえながらアーレントの「原理」をどう解釈すべきなのか。「始まり」は持続を含意している。「原理」とは始まりのこの二重性の側面を言い当てる概念に他ならない。principleに対応する古代ギリシャ語archēは「始める」と「支配する」の二つの意義を含んでいた。始めるとは、始まりの活動行為が後継者によく受け継がれてゆくことに他ならない¹⁶⁾。プラトンはアーレントにとっておしなべて対決の相手であったといってもよい思想家であったが、「始まり」に関しては共感的な引用を行っている。それは、「始まりは神であり、事柄の半ばまで達している」という指摘に関してであった¹⁷⁾。

『革命について』の「原理」がその後のアーレントの著作には姿を現さなくなる事実の指摘がある。それはなぜか。筆者の解釈では「原理」という観念のある特殊なしかし最もあり得べき発展方向、可能性によるものと推測される。それは、「原理」がヘーゲル的な国民精神、または「実体」と同一視されることの虞ではないだろうか。アーレントによれば、あくまでも活動はユニークでなくてはならない。始まりでなくてはならないのである。しかしそれを認めた上で、アーレントが「原理」を「復活」させる可能性がなかったわけではない。それは『精神の生活』の未完に終わった「判断すること」の巻である。その理由は「原理」と判断することの親和性にある。「原理」は活動内容の判断基準として働くのである。すなわち、「始まり」以後に起こる「活動」のうち、原理に即しているかを判定する判断が継続して行われる。即していないものは継承されず、即しているもののみが取り上げられ評価されることになる。

「この袋小路は、もしそのようであるとすれば、始まることの能力に劣らず不思議な別の精神能力、すなわち判断力の能力に訴える以外には、打開されあるいは解決されることはできない。判断力の分析をすれば、少なくとも何が我々の快・不快に含まれているかが明らかになるかも知れない。」¹⁸⁾

しかし、実はこれと逆の思考過程も働く。原理を発見すること、対象の中にユニークネ

スのみならず原理として取り上げうるものを見いだすことも行われるのである。それではアメリカ革命の「原理」とは具体的には何であったか。アーレント自身が述べるところでは、約束の力であり、相互の審議の重要性の認識であった。

「創設が一人の建築家の力ではなく、複数の人々の結合した権力によってなされたあの決定的な時期を通じてあきらかになった原理は、相互約束と共同の審議という、内的に関連した原理であった。」¹⁹⁾

2. 憲法愛国主義

(1) シュテルンベルガーの講演

1982年、当時西ドイツの政治学者で批評家、ドルフ・シュテルンベルガー²⁰⁾は「憲法愛国主義Verfassungspatriotismus」と題した講演を行った。彼はすでに1950年代から「憲法への友情」などの表現で普遍的自由・人権を体現した憲法体制への愛着の重要性について語っていたが、ここに明確にその思想のエッセンスを表現している。以下講演内容の概略を検討してみよう。

シュテルンベルガーは冒頭、憲法と愛国主義が合成されているこの用語の奇妙さに注意を求める。祖国愛が憲法と結びつくとは一般的ではないし、さらに、もともとパトリオティズムに縁ある用語「祖国」Vaterlandはネイションに結びついて記憶されているように思われているからである。こうした「常識」を踏まえてドイツの経験を振り返っていく。1870/71年におけるドイツ民族の曲りなりの統一を経て1918年の破綻が語られる。ワイマル共和国時代には体制を担う政治勢力が未熟であり「憲法は法的文書に留まっていた」と批判する。さらにナチ党支配下ではナチ党とドイツへの二重のシンボルへの忠誠が強制された。「すべてに冠たるドイツ」とナチ党歌が続けて歌われる状況である。このような状況にあっては「7月20日の共謀者」²¹⁾こそ本来の意味での愛国者といえる、としている。このように愛国主義はついに果たしえないネイションの探求の陰に隠れがちであった。にも拘らず、シュテルンベルガーは祖国への帰属は捨てることのできない重要性を持つと主張する。

「パトリオティズムは世界市民主義の前提である。人はともかく何処かに所属すべきであり、しかる後に初めて、より広い場所に地平を拓くことができるのである」ラルフ・ダーレンドルフの言葉を引きながら、シュテルンベルガーは祖国を見出すことの必要性和困難さを指摘するのである。しかし、現に二つに分裂しているドイツ民族を祖国と同一視することができないとすると、どこに求めるべきか。

実はパトリオティズムの来歴はナショナリズムより古く、国家や憲法と強いつながりを持っている。したがって、国のあり方が問題となるのである。そこでドイツの作家トマス・アプトThomas Abbt (1738-1766)の二つの言葉を引用するに至る。

「もし、ひとたび自由の空気が取り去られるなら、祖国の声はもはや鳴り響くことはない」

「もし、その生まれもしくは自由な選択の結果としての国家と自分を一体化し、その有益な法に服従し、その諸法が私の自由から取り去ることができないならば、その時に私はこの国を祖国と呼ぼう」

ここでは、民族や国土が問題なのではなく、人格の自由と国法のあり方が問題となるのである。祖国とは「我々がそこで自由という空気を呼吸できる」場所のことである (S.11)。もちろん、アプトが「祖国のための死」に言及していることをシュテルンベルガーは見逃していない。そして、「祖国のための生」となぜ言わないのか？と疑問を投げかける。

そこで、祖国とはいまや、国の構成 *Verfassung*、単に条文の集まりではない、秩序である憲法 *Verfassung* のことである。

ドイツ憲法 (ボン基本法) は次のように謳う。

「あらゆる暴力的恣意的支配を排しその時の多数の意思に沿って人民がみずから決定し自由と平等に則った秩序」

このような高邁な規定はそこに200年間のヨーロッパの精神的高揚と活気、血の犠牲が堆積していることを考えたとしても、それだけでは現代の複雑な社会に対応できるものとは言えない。より具体的な制度、活動 (運動) と結びつかなければならない。そこで、憲法の契機としてのデモクラシーが問題とされる (この後ラディカルな形態としての「デモンストレーション・デモクラシー」についてやや長い言説がある。その時代背景を考慮する際には意味があるが、本稿では省略する)。

シュテルンベルガーによれば、デモクラシーは憲法 (構成) の基本をなすエレメントであり、殊に選挙民としての人民—いかにこれが地味であろうと、これのみが国家構成を正統化できる—が重要である。

「立憲国家は複雑であるが透明であり、独裁国家は単純であるが不透明である」

近代的立憲国家は個人的集団的自由を保護するために、市民による選挙によって選出された代表機関を通じてオープンに政治的エリートをリクルートし、合法的な行政組織を確立し、独立した裁判所が機能する国家なのである (こうした国家構成は立憲国家の努力と存在目的である自由の保障を行うために「鎧で固められた」ものとして護られていなければならないとも述べている)。

このような憲法という構成体が忠誠や心服、好意を可能にするのか、とシュテルンベルガーは問いかける。答えは諸国の例にありイエスである。スイスの例を見れば、スイスは同一民族がつくるネイションではない。アメリカ合衆国はヨーロッパ、アジア、アフリカからの移民からなるが憲法において愛国感情を保っている、というのである。

そして、アリストテレスを引用しつつ、憲法に忠実であろうと願う人々が反対する人々よりも優勢でなければならないとし、憲法パトリオティズムが我々 (西ドイツ) においても優勢であることを願うとして講演を締めくくっている。

(2) シュテルンベルガー憲法愛国主義の特徴と問題点

シュテルンベルガーの立憲主義論は西ドイツ市民という個別の共同体の成員の眼をドイツ憲法という「窓」を通して普遍的な価値へと向けさせるものであった。市民にデモクラシーの意義の (選挙投票という形で) 自覚を促すものとして語られた。同時にこれは世界

市民主義への志向であると理解できる。このようにドイツ国民をコスモポリタンへと導く志向は二次大戦後間もなく、カール・ヤスパースによって唱えられていた。ヤスパースが1945年ドイツ敗戦後間もなく、『責罪論』という講義を行い出版したことはよく知られている。彼はここでドイツ人が負うべき罪を刑事的、政治的、道徳的、形而上的の4つに区分して論じた。ミュラーの指摘するところでは、このうちドイツ人が集団の一員として負うべき罪として集団的罪の概念を提示した。ここでドイツ人はネガティブなアイデンティティを担いながらも普遍的価値を体現する存在としてコスモポリタンの位置づけを与えられたのである。シュテルンベルガーの思想はこれを継承していると見做しうる²²⁾。

これに加えて、シュテルンベルガーの憲法愛国主義の第三の特徴として日々の市民活動の重要性を指摘したことにある。栗城（2002）はその発想を次のように説明する。

第一に国家が憲法を作るのではなく、憲法が国家を作ることである。第二に憲法は国家構成員が水平的契約を通して作成する。第三に憲法は日々の市民の活動によって作られるという主張である。

但し問題点も存在すると考えられる。栗城（2002）によれば、立憲主義が活性化される一方で憲法体制への自己犠牲、義務付けという徳性が含まれ、それが過剰になると、特定の価値観の押し付けが生まれ、強制が行われる恐れがあるのである。

3. むすびにかえて：憲法を生きる／生きられた憲法

「憲法を生きる／生きられた憲法」という概念をアーレントの立憲主義とシュテルンベルガーの憲法愛国主義に共通する点として提示しうるのではないか。アーレントは革命を憲法体制の創設として考え、それは活動の場を構成することであると同時に、体制の持続と深化のために継続的な活動が必要だと考えていた。付言すれば、アーレントの活動actionとは活動的生活vita activaの一類型である。一方、シュテルンベルガーもまた、その状況の狭さ－過去のワイマール共和制とナチズムの記憶、冷戦期における東方からの圧力と国内ラディカル派、復活を狙う極右勢力らの存在－にあって、穏健な議会デモクラシーを推奨するに至ったとはいえ、憲法理念と現実の体制への共感的参加的を提唱したのである。両者とも憲法を支えるものとして人々の自発的活動が不可欠と考えたのである。「憲法を生きる」とは市民が均しくあらゆるチャンスをついて憲法の理念を現実化することに他ならない。条文を掲げそれのみでよしとする態度からもう一步の深く憲法の精神を理解した活動・実践を提唱している。

「生きられた憲法」とは、上述のように生きようとする市民の経験にすでに生きられた憲法が堆積している筈であるという意味である。もしそうであれば、「生きられた」ものとして憲法を読み取ることは、憲法にこめられた時間的方向を読み取ることも意味するといえよう。例えば一定年代以上の日本人は高度経済成長の時代を－それぞれの異なった理由ではあるにせよ、そしてその歪みへの是正策をも含めて－肯定的に思い出す。しかし、高度成長の背景には日本国憲法の精神の下で日本が戦争に参加しなかったという条件があったことはあまり意識されていない。可能な限り軍事力の所持と行使を避けるという憲法の方向感覚は持続的な憲法精神の実践の中にこそ発見されるといえよう。基地反対運動から反軍国主義の価値観の吐露に至るまで、日本国憲法の精神を具体的に生きていた例示であると言うことはさほど無理なことではないと思われるのである。

参照参考文献

- アリストテレス (1959) 『形而上学』 出隆訳、岩波文庫
- アーレント、ハンナ (1958) 『人間の条件』 志水速雄訳、ちくま学芸文庫
- (1963, 1975) 『革命について』 志水速雄訳、ちくま学芸文庫
- (1974, 1994) 『精神の生活』 佐藤和夫訳、岩波書店
- アロン、レイモン (1974) 『社会学的思考の流れ』 I、北川、平野、佐藤、岩城、安江訳、法政大学出版局
- ガダマー、ハンス=ゲオルク (2007) 『哲学の始まり』 箕浦恵了／國嶋美子法政大学出版局
- モンテスキュー (1989) 『法の精神』 上野田良之、稲本陽之助、上原行雄、田中治男、三辺博之、横田地弘訳、岩波文庫
- 阿部齊 (1983) 「ジョン・アダムズとアダム・スミス」 『筑波法政』 6号
- 石田雅樹 (2009) 『公共性への冒険』 勁草書房
- 井上典之 (2007) 「立憲主義と立憲パトリオティズム－多元主義とコンセンサスの調和をめざして－」 (『公法研究』 69号)
- 奥平康弘 (2003) 『憲法の想像力』 日本評論社
- 加藤節 (2012) 『同時代史考－政治思想史講義』 未来社
- 川崎修 (1986) 「ハンナ・アーレントの政治思想」 『国家学会雑誌』
- 川出良枝 (1996) 『貴族の徳、商業の精神』 東京大学出版会
- 栗城壽夫 (2002) 「憲法愛国主義について」 (『憲法問題』 13号)
- 杉田敦 (2007) 「テキスト／実践としてのコンスティテューション」 (千葉眞、小林正弥編著『平和憲法と公共哲学』 晃洋書房)
- 千葉眞 (1991) 「アーレントとアメリカ革命」 (『社会科学ジャーナル』 29 (3))
- (2009) 『未完の革命としての平和憲法』 岩波書店
- ハーバーマス、ユルゲン (1966・1984) 「ハンナ・アーレント」 (『哲学的政治的プロフィール』 小牧治、村上隆夫訳、未来社)
- (2003) 「国家市民資格とナショナルアイデンティティ」 (『事実性と妥当性』 下、河上倫逸、耳野健二訳、未来社)
- (1990・1992) 『遅ればせの革命』 三島、山本、木前、大貫訳、岩波書店
- (1999) 「歴史意識とポスト・伝統的アイデンティティ」 (『法と正義のディスクルス』 河上倫逸訳、未来社)
- ポーコック、ジョン (2005・2008) 『マキアヴェリアン・モーメント』 田中秀夫、奥田敬、森岡邦泰訳、名古屋大学出版会
- 松村芳明 (2015) 「共和主義と憲法文化－憲法愛国主義の検討を端緒として－」 (『専修法学論集』 123号)
- 毛利透 (2002) 『民主政の規範理論－憲法パトリオティズムは可能か』 勁草書房
- ラクロワ・ジュスティース (2014) 「憲法パトリオティズムの可能性」 石川裕一郎訳 (『慶應法学』 29号)
- ヤング=ブリュエル、エリザベス (1982・1999) 『ハンナ・アーレント伝』 荒川幾男、原一子、宮内寿子訳、晶文社
- Arendt, Hannah (1958) *The Human Condition*, Chicago

—— (1963) *On Revolution*, New York.

—— (1977) *The Life of the Mind*, New York.

King, Richard (2015) *Arendt and America*, Chicago.

Müller, Jan-Werner (2007) *Constitutional Patriotism*, Princeton.

Sternberger, Dolf (1982) *Verfassungspatriotismus*, Hanover.

Thornhill, Chris (2002) *Karl Jaspers: Politics and metaphysics*, London.

(Endnotes)

- 1) 本稿は2016年2月20日鳥根県立大学総合政策学部（浜田キャンパス）を会場にして行われた立憲デモクラシー研究会の研究報告に加筆修正を施したものである。当日主講演を努められた加藤節氏始め研究会を準備された皆さんに感謝の意を表したい。
- 2) 第十二条 「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」
- 3) 日本においては事情はやや異なっている。本書に関しては『民主主義と公共の概念』の著者阿部齊氏による詳細な紹介「ハンナ・アレント『革命論』」（成蹊大学『政治経済論叢』1965年）をはじめとして、齋藤眞『アメリカ革命史論』東京大学出版会1992年、『アメリカとは何か』平凡社1995年にも言及されている。アメリカにおいてはアレントの研究者には哲学、思想の研究者が多く、アメリカ歴史学の研究者は少ない。そのことがアレントの本書の評価を疎かにしたのではないかと述べている。（King 2015）
- 4) ローザ・ルクセンブルク（1985）『ロシア革命論』伊藤成彦、丸山敬一訳、39-40頁
- 5) Daniel Maier-Katkin, *Stranger From Abroad*, New York, 2010.
- 6) 但し、1963年に成立したこの二つの書は、精神の生活、狭義には判断力という精神力を晩年のアレントが考察する重要な足がかりになったという点で共通点をもつ。イエルサレムに於いてアイヒマン裁判を実見したアレントは、アイヒマンの思考の欠如に衝撃を受け、道徳生活の考察から「精神の生活」へと進むことになる。『革命について』においてアレントが提起しかなりの程度同書の内部で解答が与えられていた問題は、『精神の生活』第Ⅱ巻の末尾「自由の深淵と“時代の新秩序” novus ordo seclorum」において本稿で触れるアポリアを取り上げ『革命について』の議論を意志の自由という文脈で再現している。
- 7) 『革命について』のアポリアに着目した議論として石田雅樹（2009）に注目することは有益である。あわせて、同書において論じられたアレントの特に晩年に展開されようとしていた判断力論についてその政治理論的意義についての疑念は刺激的な論点提示であると思われる。
- 8) これらに第三のアポリアを加えることが可能である。それは創設行為は「活動」の性質を持つものなのか「仕事」なのかという疑問である。
- 9) ハーバーマス（1984）320頁
- 10) アレントは、シェイズの反乱を聞いたジェファーンソンの言葉を引用している。「自由の木は時々愛国者と暴君の血で蘇らせなければならぬ。」アレントはジェファーンソンの強調点がシェイズの反乱の暴力性よりむしろ人民が直接行動に加わった点に意義を認めていたと理解したのである。アレント（1963, 1975）236頁, 377頁
- 11) ガダマー（2007）15-16頁
- 12) モンテスキュー（1989）上70頁

13) 川出 (1996) 166-167頁

14) また、レイモン・アロンは『社会学的思考の流れ』の中で以下のように述べている。

「要約すれば、一般精神の理論は政治の社会学から社会という実体の社会学へと連なるということである。実際、国民の一般精神はモンテスキューの政府に関する「原理」と密接な関係をもっている。その原理とは政治体制を支える心情であり、その心情は制度に体现される国民の生活様式に密接な関係をもっている。したがって、私はモンテスキューが国民の一般精神と呼んだものは、アメリカの人類学者たちが国民の「文化」と称しているもの、すなわち生活や人間関係のある様式のことであり、と考えたい。それは原因というよりもむしろ結果—すなわち長い年月をこえてその国民に作用し、その集団性を形づくってきた、物理的ならびに精神的な影響の全体の結果、と考えるべきものである。」これは、M. ウエーバーのエートス論に連なるものであると考えられる。

15) 川出 (1996) 167頁

16) 『人間の条件』における活動のアポリアとは、不可予測性、不可逆性などであったがそれらはそれ自体活動の一種である「約束」、「赦し」によって解決できるとされていた。

17) アーレントはアリストテレスの「始まり」論には言及していないが、『形而上学』の記述を見てみよう。『形而上学』第五巻の中でアルケーは次のように定義されている。①事物が運動を始まる出発点②物事を行う際によく成し遂げるために端緒とすべき出発点（例えば、学びやすいところから学習するなど）③そこから物事が生成し且つ生成した事物になお内在している「それ」（例えば舟ならば竜骨、動物ならば心臓のような）④その事物の外側においてその事物の生成と変転がそこから始まる「それ」⑤ある者の意志によって動かされる時「その者」のこと（例えば都市国家の統治）⑥対象物がそれから第一に認識される「それ」（例えば論証の際の前提など）

「原理」の議論系としては、折りたたまれた目的論、カントの「目的無き合目的性」ヘーゲル「理性の狡知」などがさらに扱われるべきであろう。

18) アーレント (1994) 下258頁

19) アーレント (1975) 340頁

20) Dolf Sternberger (1907~1989) については独立した研究があつてしかるべきであろう。憲法愛国主義の理念とあわせて戦後間もなくの西ドイツにあつてカール・ヤスパースなどと共同でWandlung (転成) という評論雑誌を創刊したことなど文化活動者としての意義は小さくない。

21) 1944年7月ドイツ国防軍シュタウフェンベルク大佐らによって行われたヒトラー暗殺未遂事件の共謀者たちをいう。

22) 奥平康弘 (2003) 特に「世代を超えた『共同作業』としての憲法」を参照。

キーワード：アーレント 立憲主義 憲法愛国主義 シュテルンベルガー

(MURAI Hiroshi)